明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大麻取締法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産**六）　一

〔告　示〕
○保安林の指定をする件
（**農林水産**一五二五～一五三一）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**一五三二～一五四〇）　四
○森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件
（**同**一五四一）　五
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（**経済産業**一四〇）　六
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
（**国土交通**八八二）　七
○広島ヘリポートの飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
（**同**八八三）　七
○道路に関する件
（**中部地方整備局**五一）　七
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**六六、六七）　六

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　林野庁　六
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

省令

○厚生労働省・農林水産省令第六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項及び第二十三条の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生省農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　大麻研究者にあつては研究目的	**第二条**　法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　大麻研究者にあつては研究目的及び履歴書
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 二　大麻研究者にあつては履歴書	（新設）
第二条の二　法第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。